

受領委任協定・契約

第9章 患者ごとの償還払いへの変更について（事務要領）

（目的）

第1条

この事務要領は、大沢健康保険組合（以下「健保組合」という。）が、厚生労働省保険局長通知「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付保発0524第2号）

（以下「受領委任協定・契約」という。）に基づき、施術管理者より申請された柔道整復療養費の請求内容等について、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合は、保険給付の適正化のため、受領委任協定・契約の別添1別紙第9章の規定により、患者類型及び認定基準に該当する被保険者または被扶養者（以下「患者」という。）に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更するための取扱いを定めるものである。

（患者毎の償還払いへの変更の対象となる患者類型及び認定基準）

第2条

健保組合は、下記の患者類型のうち認定基準に該当した患者に対して、患者ごとの償還払いへの変更手続きを開始する。

（患者類型）

- ① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- ② 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- ③ 保険者等が、患者に対する受領委任協定・契約の第6章35の照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者
- ④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- ⑤ 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和33年9月30日付け保発第64号厚生省保険局長通知）の備考4.ただし書きに規定する場合に該当する患者）

（認定基準）

- ① 自己施術であることが判明した場合、直ちに
- ② 自家施術を2回以上繰り返し受けていることが判明した場合
- ③ 患者照会未回答者への督促通知（1回目）において回答期限までに回答がなかった患者
- ④ 同一患者の施術において2以上の施術所から同部位への施術の療養費申請が行われた場合
- ⑤ 長期・頻回施術に係る逡減措置（50/100）の対象となった患者の療養費申請が行われた場合（初検日を含む月以降5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術を継続して受けている患者）

(償還払い注意喚起通知の送付及び事実確認)

(受領委任協定・契約 様式第9号(患者宛)、様式第9号の2(施術管理者宛))

第3条

健保組合は、第2条に該当した患者について、当該患者及び当該患者の施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知を送付する。なお、第2条(患者類型)①に該当する患者については、受領委任協定・契約の第9章46(5)により、第3条の手続きを経ることなく、第4条の手続きを行うことができる。

償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降の施術及び療養費の請求においても改善が見られない場合においては、患者に事実確認を行う。事実確認は、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等、健保組合が確認を要すると考える事項について文書等により説明を求める。

第2条(患者類型)③及び⑤に該当する患者については、電話や面会などによっても説明を求め、その経過を記録する。

なお、文書等で得た患者の回答等については、調査記録簿等に記録を行い、照会等があった場合には提示できるよう管理する。

(償還払い変更通知の送付及び送付後の対応)

第4条

1. 償還払い変更通知(療養費支給申請書(様式第5号の2))の送付

(受領委任協定・契約 様式第10号(患者宛)、様式第10号の2(施術管理者宛))

健保組合は、第3条を実施した結果、なお、改善が見られず、以下に該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者の施術を行っている施術所の施術管理者に対して償還払い変更通知を送付する。併せて、当該患者には、今後の償還払いでの療養費申請のため療養費支給申請書(様式第5号の2)も送付する。なお、償還払い変更通知の送付は通知の到達を確認できる方法(〈例〉簡易書留等)で送付する。

① 引き続き患者類型①～⑤に該当し、改善が見込まれない場合

② 引き続き患者類型①～⑤に該当し、過去に健保組合において償還払い変更が行われた実績がある場合

③ その他、償還払いへの変更が適当と判断する場合

なお、上記に該当しない場合は、再度、事実確認を実施する。

健保組合は、当該患者に対して▽通知到着月の翌月から、施術を受けるときは、当該償還払い変更通知を施術所に提示すること、▽施術所を変更した場合は当該施術所に本通知書を提示すること、▽施術所では施術料金の全額を支払い領収証(明細書)の交付を受けること、▽患者に療養費の請求を行うため、月末には施術所で療養費支給申請書(様式第5号の2)の施術内容欄等に必要な記載を受けること、▽受領委任払いの署名を行わないこと等の指導を行う。

2. 償還払いでの受付、審査、支払

健保組合は、償還払い変更通知が当該患者に到着した月の翌月以降に行われる施術につ

いて、受領委任払いの取扱いを中止し、償還払いに変更する。

当該患者が、償還払い変更通知を送付していない施術所において当該通知を提示しなかったことにより、施術管理者から受領委任による療養費請求が行われた場合は、当該患者に再度患者指導を行なった後、当該施術管理者に対して、当該患者の償還払い変更通知を送付するとともに、当該通知が到着した月までに行われた施術について受領委任払いの取扱いを行う。

なお、受領委任払いが再開された場合は、償還払い変更通知を送付した施術所に対して、受領委任払い再開通知を送付することとなるため、健保組合は当該施術所の管理を行う。

健保組合は、当該患者に係る償還払いでの療養費申請について、療養費支給申請書（様式第5号の2）及び領収証（明細書）の添付をもって、申請受付を行う。

健保組合は、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」（平成9年4月17日付け保険発第57号）通知等に基づき療養費の支給決定を行い、被保険者に支給決定通知を送付する、また、不支給の場合は、不支給決定通知を行う。

（受領委任の取扱いの再開）

第5条

1. 償還払い変更後の改善状況の確認

健保組合は、償還払いへ変更を行った患者について、6月に1回、患者の受療状況や請求状況について以下の確認を行い、改善の是非を判断し、改善している場合には、受領委任払いの再開に向けた手続きを開始する。

- ① 患者類型①、②、④に該当しない状況が、6月以上続いている
- ② 保険者からの照会について、遅滞なく回答が行われている
- ③ 患者類型⑤に該当しない状況が、6月以上続いている

なお、前述の確認において改善が見られた場合は、柔道整復療養費の支給要件や受領委任払いについての理解と、健保組合が支給の可否の判断のため患者照会を送付した場合には回答を遅延なく提出すること等について同意書等を当該患者と取り交わし、提出を求める。

2. 受領委任払い再開通知

（受領委任協定・契約 様式第11号（患者宛）、様式第11号の2（施術管理者宛））

健保組合は、当該患者のその後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者並びに当該患者の償還払いへの変更を通知した施術所の施術管理者に対し受領委任払い再開通知を送付する。

（点検事業者への事務委託について）

第6条

健保組合が、当該事務を含む療養費の支給決定までの事務を民間業者へ外部委託する場合には、「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」（平成24年3月12日付保保発0312第1号）等に基づき取り行う。

(患者への周知)

第7条

健保組合は、この事務要領の内容について、ホームページ、健保通信等で周知を行う。

附則

この事務要領は、令和6年10月1日から施行する。